## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、3月後半に入って、松山市中心部の繁華街で発生した過去最大の変異株クラスターにより陽性確認者が急増し、家庭等を通じた地域への更なる感染拡大が危惧される 状況です。

このため、県では、独自の警戒レベルを直ちに引き上げ、3月25日から「特別警戒期間」に切り替えて、県民や事業者に対し、感染拡大を防ぐための協力依頼をしたところですが、今回、更に、早期に感染の連鎖を抑え込むため、別添の期間、内容等による対策を実施することとしました。

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐという県民あげ ての最重要課題のため、御理解、御協力を賜りますようお願いします。

令和3年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

令和3年3月26日 愛媛県

- 1 実施期間 令和3年4月1日(木)から令和3年4月21日(水)まで
- 2 対象区域 松山市内の別紙「対象区域一覧表」のとおり
- 3 根 拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)。 以下「特措法」という。
- 4 取組等 営業時間短縮の協力要請
- 5 対象及び内容等

営業時間短縮の協力要請

対象	内容	根拠		
事業者	・対象区域の酒類を提供する飲食店(※)に対し、	特措法		
	営業時間短縮(営業時間:5 時から 21 時まで、酒	第 24 条		
	類提供:20時30分まで)の要請			
	※食品衛生法の飲食店営業許可を受けた店舗			
	※屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗			

【取組等に関する問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部 電話番号 089-968-2419 受付時間 平日 9時~17時 (ただし、3/27~3/28は10時~16時まで)

## 対象区域一覧表

田丁	丁目	番地	H <sub>T</sub>	丁目	番地
一番町	1丁目	全て		1丁目	全て
	2丁目	全て		2丁目	全て
	3丁目	1~2	千舟町	3丁目	全て
	4丁目	1~3		4丁目	全て
大街道	1丁目	全て		5丁目	全て
	2丁目	全て	永木町	2丁目	2、3
	3丁目	全て		1丁目	全て
歩行町	1丁目	4、7~8	二番町	2丁目	全て
	2丁目	全て	─────────────────────────────────────	3丁目	全て
勝山町	1丁目	全て		4丁目	全て
河原町		5~10	花園町		全て
北立花町		4~6、8、9		1丁目	全て
喜与町	1丁目	5、6		2丁目	全て
	2丁目	全て	湊町	3丁目	全て
三番町	1丁目	全て		4丁目	全て
	2丁目	全て		5丁目	全て
	3丁目	全て	南堀端町		1, 2
	4丁目	全て		1丁目	12、13、15
	5丁目	全て	柳井町	2丁目	18~21
				3丁目	5~8